

【タイ】新型コロナウイルス感染拡大に伴う書類提出期限の延長に関する通達について

2020年6月12日
ジェトロ・バンコク事務所

タイ知的財産局は、2020年5月27日、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、出願の補正申請書類及び追加の証拠書類等の提出期限の延長を認める通達を発行した。同通達は、許認可促進法（"Licensing Facilitation Act B.E. 2558 (2015)"）に紐づくものであり、知的財産権の出願手続きにも適用される。

同通達では、新型コロナウイルスに起因して、許認可促進法に定める提出期限である90日以内に出願の補正申請書類や追加の証拠書類等の提出ができない者は、90日の提出期限内に、パスポート、医師の診断書、新型コロナウイルスの感染地域に居住していることの証明書等の証拠書類を添付した上で延長申請を行うことができる旨規定されている。延長申請が認められた場合には90日の提出期限満了日から更に90日間の提出期限の延長が認められ、延長申請が却下された場合には15日以内に不服申立てできる。また、90日の提出期限内に書類の提出及び延長申請ができなかった場合には、タイ知的財産局は出願は取り下げられたものとして出願人にその旨通知するが、出願人は通知の受領後15日以内であれば延長申請することができ、延長申請が認められた場合には60日間の提出期限の延長が認められる。

情報公開日

2020年6月8日

URL等

http://ipthailand.go.th/th/%E0%B8%9B%E0%B8%A3%E0%B8%B0%E0%B8%81%E0%B8%B2%E0%B8%A8%E0%B8%81%E0%B8%A3%E0%B8%A1%E0%B8%97%E0%B8%A3%E0%B8%B1%E0%B8%9E%E0%B8%A2%E0%B9%8C%E0%B8%AA%E0%B8%B4%E0%B8%99%E0%B8%97%E0%B8%B2%E0%B8%87%E0%B8%9B%E0%B8%B1%E0%B8%8D%E0%B8%8D%E0%B8%B2/item/dip_extend_application_covid19.html?category_id=2605

以上

本内容は、日本貿易振興機構が2020年6月現在、TMI Associates (Thailand) Co., Ltd. 等より入手している情報に基づくものであり、その後の状況などによって変わる場合が

あります。また、掲載した情報・コメントは当該機構の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこの通りであることを保証するものではないことを予めお断りします。